

# 第4次

## 瑞穂町国際化推進計画

ともに支えつなかり合う 多文化共生のまちへ

令和4年3月

瑞穂町





## 第4次瑞穂町国際化推進計画の策定にあたって

瑞穂町では、平成18年4月に「世界に開かれたまちーみずほーの実現」を基本理念とした「第1次瑞穂町国際化推進計画」を策定してから、これまで第3次に渡り「国際化推進計画」を策定し、継続して町の国際化推進施策を行ってきました。

一方、世界に目を向けると、平成27年に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して、分野を問わず統合的に取り組むこととして各国が動いてきます。

このような中、令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」が国によって改訂されました。外国人人口の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた、多文化共生施策の推進が各自治体に求められています。

町にはベトナム、フィリピン、中国など、さまざまな国籍の外国人住民の人々が居住しています。地域社会の一員として、互いの文化を理解し、支え合いながら暮らしていけるように、瑞穂町に則した多文化共生社会の実現に向け、私たちと共にさまざまな施策に取り組んでいかなければなりません。

これまでの国際交流は、平成17年に米国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市を締結し、ホームステイ体験やそれぞれの国の文化を学ぶ中学生の交流事業を始め、大人による相互交流も行ってきました。また、平成28年6月にはタイ王国コーンケン市と友好交流に関する覚書を交わし、双方の訪問団が行き来し、福祉や文化などの交流について話し合うなど、新たな交流を模索しているところです。

さらに、米国空軍横田基地関係者との交流も、平成16年の瑞穂・横田交流協会設立から、民間主導の交流を継続しており現在に至っています。

しかし、これら順調に進んできた各交流事業も、昨今の新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受け、相互交流が実施できていない状況です。

今回策定した「第4次瑞穂町国際化推進計画」では、「ともに支えつなかり合う 多文化共生のまちへ」を基本理念と決めました。この理念を踏まえ各施策を展開し、多文化共生のまちづくりをめざしてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました瑞穂町国際化推進委員会の皆様に厚く御礼申し上げ、計画策定の挨拶といたします。

令和4年3月 瑞穂町長 杉浦裕之

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画策定の経過 .....	3
5 瑞穂町における外国人登録者の状況 .....	3
6 現状と課題.....	6
第2章 計画の基本的な考え方 .....	7
1 基本理念.....	7
2 基本目標 .....	7
第3章 基本目標と取組 .....	8
基本目標Ⅰ 国際交流活動の促進 .....	8
基本目標Ⅱ 安全で安心して暮らせる町の実現.....	9
計画推進体制.....	12

## 資 料

瑞穂町国際化推進委員会委員名簿

瑞穂町国際化推進委員会設置要綱

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画の目的

瑞穂町では、「多様な文化が共生し、活かし合うまちづくり」をめざして「第3次瑞穂町国際化推進計画」を策定しました。計画期間内では、住民と外国人住民が尊重しながら、相互理解をしながら共に生活するとともに、住民一人ひとりが世界に目を向けた真の国際人となることをめざし、各施策を推進してきました。

町の外国人住民登録は、令和3年12月現在、町人口の約2.6%を占める827人となっています。町内に住む外国人は年々増加していましたが、平成20年のリーマンショック、平成23年の東日本大震災の発生をきっかけに、外国人住民は減少傾向となりました。しかし、平成26年から徐々に増加傾向に転じています。

全国的にも外国人住民の定住化・多国籍化が進み、また、平成31年4月には、出入国管理及び難民認定法が施行されるなど、目まぐるしく変わる社会情勢の中においても、増加傾向に転じました。

このような情勢の中、世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、広範囲かつ長期に渡り、国内外の社会経済に波及しています。国は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)で、ポストコロナ時代を見据えて、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、新たな日常の構築を通じて、誰一人取り残されない、国民の一人ひとりが「包摂的」で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長の実現をめざす方針を示しました。

町をとりまく国際化・多文化共生の流れも刻々と変化していますが、今後、行政手続きや教育への支援の充実はもちろん、さまざまな国籍の人々が互いの文化を理解し、対等な関係を築くとともに、地域社会の一員として生きていくための多文化共生の地域づくりが必要です。さらに、外国人住民が医療、保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、公共サービスを楽しむことができるよう、体制整備に努める必要があります。

このような中で町では、姉妹都市交流事業や外国人住民などとの交流を通し、国際的な視野を持った住民が活躍していくため、また、住民、企業、団体、行政など多様な主体が協働で多文化共生社会を推進するために「第4次瑞穂町国際化推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「第5次瑞穂町長期総合計画」を上位計画とする個別計画であり、「第5次瑞穂町長期総合計画基本計画」で示されている施策の方向性を踏まえ、国際化への対応や国際交流を含む総合的な推進施策を体系的にまとめています。

### ★SDGsとの関連

2015年(平成27年)に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、わが国では経済、社会および環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。そのため、SDGsの理念による、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できます。

町では、第5次瑞穂町長期総合計画を推進するため、世界的な課題であるSDGsを意識し、長期総合計画基本計画の施策と一体的に取り組むこととなっています。



### 3 計画の期間

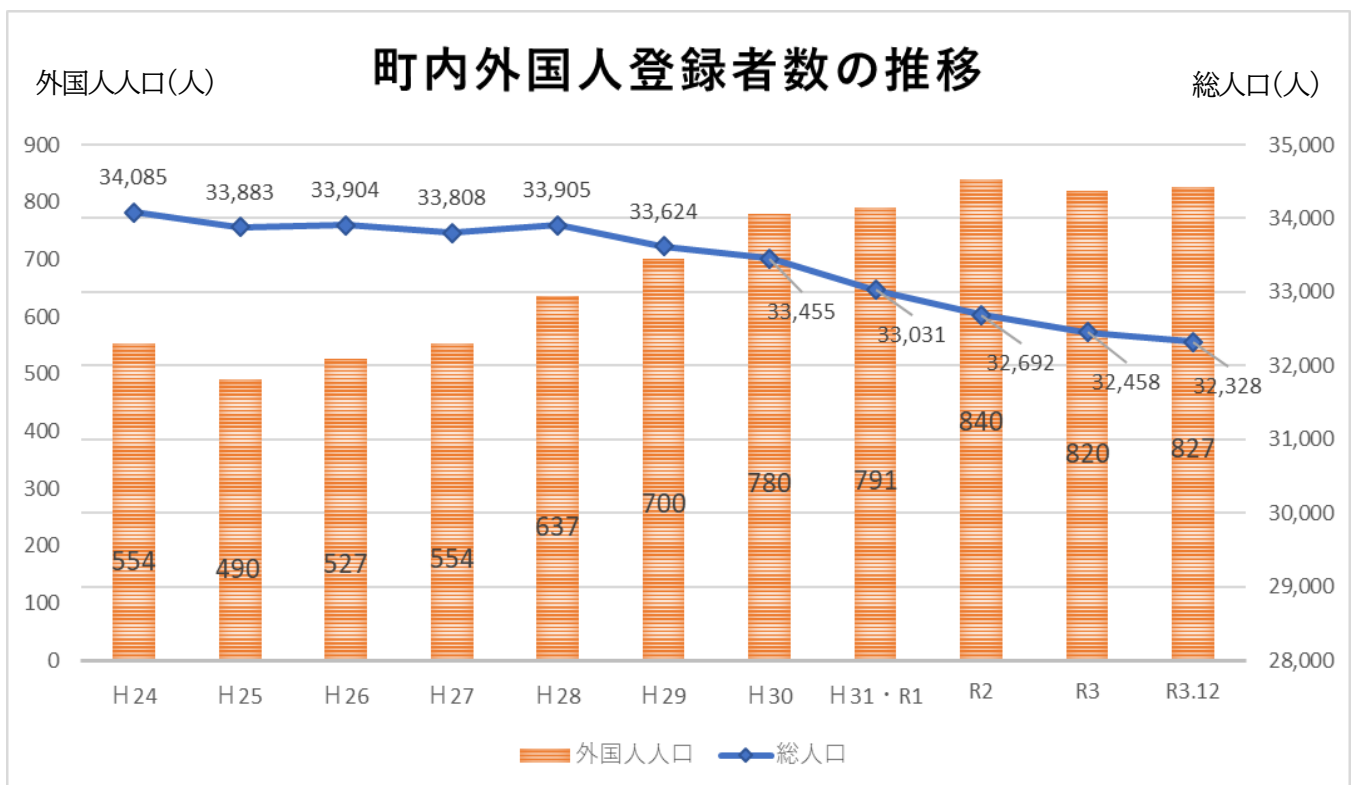
本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えないことや、国際情勢が不安定なことも鑑み、計画期間内であっても計画の達成度や推進に必要な施策の追加がある場合には、随時見直しを行うこととします。

### 4 計画策定の経過

本計画は、住民の意見等を取り入れたものとするため、住民及び職員により組織した「瑞穂町国際化推進委員会」の意見を踏まえ、町が抱える課題の解決のため、実践する取組を抽出し、策定したものです。

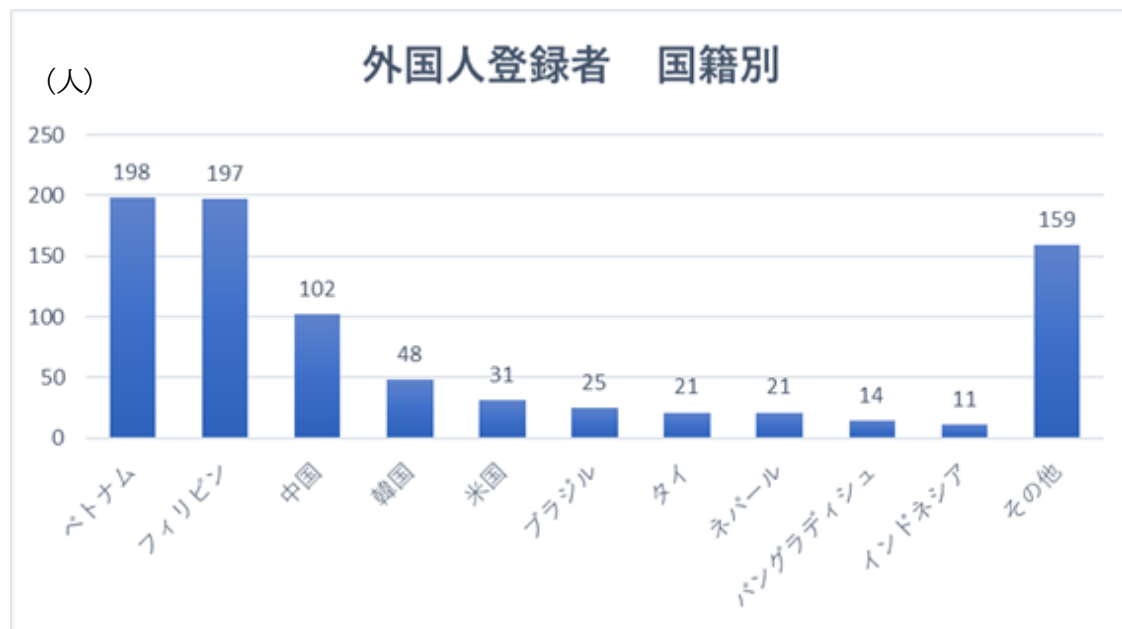
### 5 瑞穂町における外国人登録者の状況

令和3年12月31日現在、町の住民基本台帳に登録されている外国人数は、827人で、全住民32,328人に占める割合は約2.56%です。平成18年以降減少傾向にありましたが、平成26年以降増加傾向となっています。



(各年3月31日)

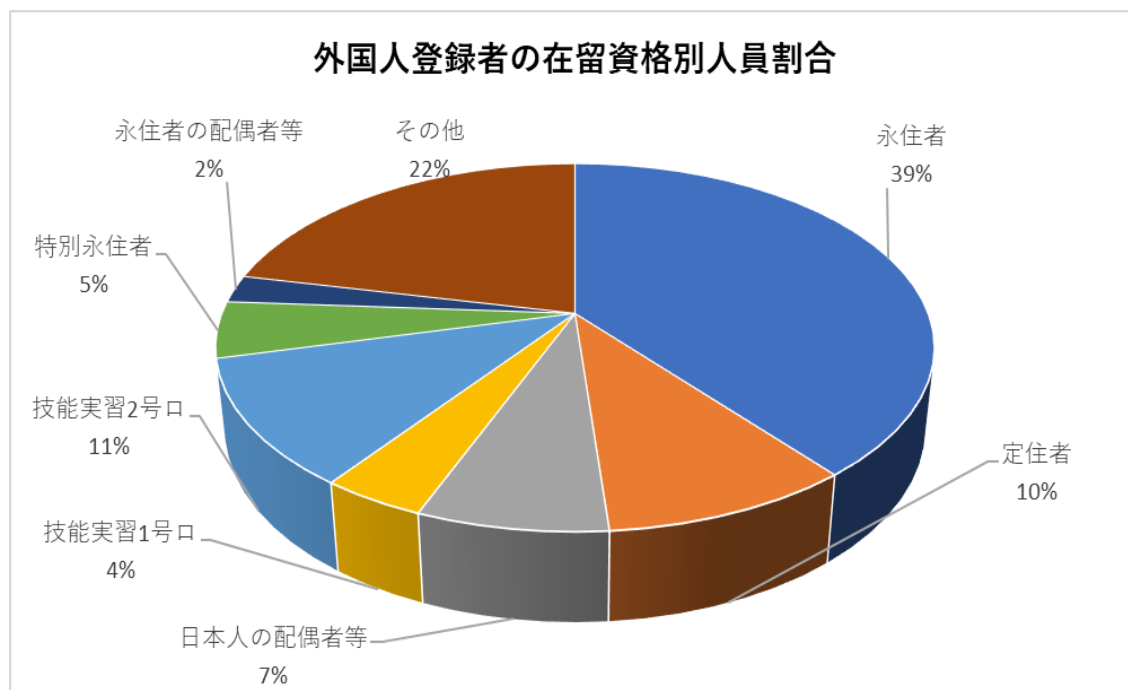
町内在住の外国人登録者827人の国籍は36か国です。国籍別で見ると、ベトナムが198人、フィリピンが197人と多く、外国人人口の約半分を占めています。続いて中国、韓国、アメリカ、ブラジル、タイ、ネパールと続き、アジア、北南米問わず、多国籍の外国人が居住しています。



(令和3年12月31日現在)



また、町に在住する外国人の在留資格の内訳は、永住者が39%と最も多く、続いて定住者10%、日本人の配偶者等7%となっています。この数値を見ると、町に住む外国人の過半数は短期の滞在等ではなく、日本に定住し、一住民として生活をしているということがわかります。



(令和3年12月31日現在)

- ※1 技能実習1号口 …… 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の習得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に国内の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の習得をする活動を行うための在留資格
- ※2 技能実習2号口 …… 1号口に掲げる活動に従事して技能等を習得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する国内の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動を行うための在留資格

## 6 現状と課題

平成18年に締結した、アメリカ合衆国モーガンヒル市との姉妹都市交流は15年が経過し、両市町の中学生の交流などの人的交流や、ボランティアグループの作品の相互展示などの文化交流などもあり、双方の交流は順調にすすめられていました。しかし、令和2年、新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界中がパンデミックに陥りました。国内自治体はほとんどと言っていいほど、姉妹都市交流が実施できない事態となりました。町においても、相互交流が難しい状況が続いています。アフターコロナ、ウィズコロナ社会の中で、タイ王国コーンケン市も含め、交流再開の模索、新たな交流方法や内容について検討をすすめる必要があります。

多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民が不便を感じず、町で生活していく上で必要な行政情報等の多言語化をすすめ、情報を発信していくことが必要です。国においては、令和2年度から令和7年度を目標に、AIによる「同時通訳」を実現するため、多言語翻訳技術の研究開発を開始しています。町としても、デジタル化の進展に対応していくために、スマートフォンアプリをはじめICT技術を活用し、効果的な情報の発信方法を研究する必要があります。

外国人住民が暮らしやすい多文化共生社会を実現するためには、すべての住民が多文化共生意識をもつことが重要です。そのためには、住民が外国人住民の文化や考え方の多様性を受け入れ、外国人の文化、生活習慣の違いを理解する意識を醸成し、日本人・外国人がお互いの文化を認め合うことが必要です。

近年、気象災害の多発や高い確率で大規模な地震の発生が予想され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止など、自然災害や感染症等への対応が求められています。災害に対して情報や経験の少ない外国人住民への周知・啓発を行い、感染症対策も含め、災害時へ備える必要があります。

さらに、令和4年2月のロシアのウクライナへの軍事侵攻は世界中を翻弄し、物価高など社会経済情勢を悪化させるとともに、国際社会が不安定になるなど、国内外において目まぐるしく変化し、これらによって様々な影響が出ています。お互いを理解し、認め合うことが国際化の推進とひいては世界平和に繋がっていくと考えます。

このような状況の中ですが、瑞穂町内に目を向けると、外国人住民の国籍が多様化する中、生活に必要とする行政サービスの多言語化や「やさしい日本語」による制度の周知をはかるとともに、相談業務の充実をはかる必要があります。外国人住民も含め、平等に、必要な時に行政サービスを享受できる、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざす必要があります。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の基本的な考え方を明確にするため、次のとおり基本理念を定めます。

「ともに支えつながら合う 多文化共生のまちへ」

(基本理念の考え方)

多文化共生を実現するためには、国籍を問わず、全ての住民が互いの権利を認め文化の違いを尊重して、誰もが心豊かに暮らし、ともに支え活躍できる住みやすい社会、多文化共生の地域社会を共に創ります。今後、私たちのまちに起こる変化のエネルギーを糧として、持続可能なまちづくりをめざします。

基本理念の実現のため、2つの基本目標を定め取組をすすめていきます。

この取組をすすめるために、町は、学校、団体、民間企業やボランティアなどさまざまな組織と連携しながら、協働で施策を展開していきます。

### 2 基本目標

基本理念を実現するために、次の2つの基本目標を定めます。

・基本目標Ⅰ

国際交流活動の促進

・基本目標Ⅱ

安全で安心して暮らせる町の実現

## 第3章 基本目標と取組

前章に掲げた基本理念を実現するため、2つの基本目標ごとに、目標を達成するための施策と施策への取組を掲載します。

### 基本目標 I



### 国際交流活動の促進

#### 1 国際交流の推進

姉妹都市であるアメリカ合衆国モーガンヒル市や友好交流に関する覚書を締結したタイ王国コーンケン市との交流、さらには民間レベルでの友好関係が進む米国空軍横田基地関係者との交流を推進及び応援します。

##### (1) 都市間交流の推進

No.	取組名	内容	担当課
1	姉妹都市間の交流	モーガンヒル市と住民レベルでの交流を行う瑞穂町姉妹都市委員会と連携し、協働でモーガンヒル市との交流や各種事業を今後もすすめます。また、中学生の相互派遣事業について交流再開の模索を行うとともに、新たな交流方法として、デジタル機器を活用したオンライン等による手法や内容について検討をすすめます。	企画政策課 社会教育課
2	アジア都市との交流	タイ王国コーンケン市との交流を引き続き推進します。互いに相互交流の機会を継続するため、デジタル機器を活用したオンラインの手法や、WEB等を使ったお互いのPR活動など、様々なツールを駆使した交流の再開を模索、研究していきます。	企画政策課
3	姉妹都市等周知	モーガンヒル市との交流について、住民がより多くの情報を得ることができるよう、広報紙や町ホームページ等、さまざまな手段を活用して情報を発信します。交流内容の展示や事業等での周知につとめることで、住民の姉妹都市交流への認知と理解を深めます。	企画政策課

## (2) 米国空軍横田基地関係者との交流

No.	取組名	内 容	担当課
4	瑞穂・横田交流協会との連携	「良き隣人」として平常時における米国空軍横田基地の関係者たちと交流を続けてきましたが、引き続き、民間団体として活動する瑞穂・横田交流協会と連携し、住民レベルでの交流をすすめていきます。	企画政策課
5	基地イベント、町イベントを通じた交流の充実	基地関係者が町イベントへ参加していただけるような取組をすすめるとともに、基地イベントへの参加についても検討し、より多くの住民と触れ合える機会を創出します。さらに、基地関係者と町の子どもたちの交流の機会についても模索していきます。	関連各課

## 基本目標Ⅱ

### 安全で安心して暮らせる町の実現



#### 1 多文化共生のまちづくり

外国人住民向け事業を実施するとともに、外国人住民の社会・地域参画を促進し、外国人住民が暮らしやすい生活環境を創ります。また、国際交流の中心となる人材の育成、横田基地関係者との交流(再掲)を推進します。

## (3) 安心して暮らしやすい環境づくり

No.	取組名	内 容	担当課
6	案内板・外国語表記	庁舎をはじめ、外国人住民が多く利用する施設の案内板や、観光客が訪れる場所の看板等の外国語表記及び外国人にも分かりやすい表記をすすめます。	全課
7	各種申請書・届出書、情報パンフレット等の多言語化	町の各種申請書・届出書の多言語化を引き続きすすめ、外国人住民が迷わず記入ができる環境づくりをめざします。また、行政情報・生活情報の多言語化についても推進し、外国人住民が必要な情報を入手できるよう、やさしい日本語による情報提供の充実につとめます。	関連各課

8	ICTを活用した効果的な情報発信等の研究	外国人住民が必要な行政情報を得られるよう、インターネットやAIアプリケーションツール等、多様な媒体を活用し、効果的な情報発信方法を研究します。さらに、役場窓口などで使用できる多言語対応のコミュニケーションツール等について研究します。	企画政策課 デジタル推進課
9	医療・保健・福祉等各種行政サービスの提供	外国人住民が生活をしていく上で必要な福祉、子育て、教育、医療、介護、衛生等のサービスを受容できる体制の整備に努めるとともに、重層的な相談業務体制を構築できるよう研究します。	関連各課

#### (4) 災害・防災への支援整備

No.	取組名	内 容	担当課
10	外国人住民に対する災害・防災対策の推進	瑞穂町地域防災計画に基づき、外国人住民に配慮した防災知識の普及や意識啓発等に取り組みます。また、地震や風水害などの災害時に、外国人が安全に避難でき、安心して生活を継続できるよう、情報伝達、避難指示などの災害時の安全の確保をはかります。	企画政策課 安全・安心課

#### (5) 多文化共生社会に向けた意識啓発・醸成

No.	取組名	内 容	担当課
11	多文化共生社会の実現	外国人の文化、生活習慣の違いを理解する意識を醸成し、共に生きる多文化共生社会づくりを啓発します。さらに、住民一人ひとりが人権意識を高められるよう周知啓発を行います。	企画政策課 関連各課
12	国際教育・国際理解	未来を担う子ども達が、多文化共生意識や国際感覚を持ち、国際社会でたくましく生き抜いていけるような英語力を身につけ、町内の小・中学校で国際理解教育をすすめます。	企画政策課 教育指導課

(6)国際的視野を持った人材育成

No.	取組名	内 容	担当課
13	海外留学奨学資金等支給制度	積極的に海外の学校で学芸や技能を習得することで、国際的な視野に立ち、将来町及び社会に貢献する人材を育てていくことをめざした、海外留学奨学資金等支給制度を周知するとともに、グローバルに活躍できる人材を育成します。	企画政策課

(7)米国空軍横田基地関係者との交流(再掲)

No.	取組名	内 容	担当課
14	瑞穂・横田交流協会との連携(再掲)	民間団体として活動する瑞穂・横田交流協会と連携し、住民レベルでの交流を引き続きすすめていきます。	企画政策課
15	基地イベント、町イベントを通じた交流の充実(再掲)	基地関係者が町イベントへ参加していただけるような取組をすすめるとともに、基地イベントへの参加についても検討し、より多くの住民と触れ合える機会を創出します。さらに、基地関係者と町の子もたちの交流の機会についても模索していきます。	関連各課
16	瑞穂町図書館との交流	横田基地整備群からの町へのクリスマスプレゼントをきっかけに交流が始まりました。リニューアルオープンした図書館に、いただいた洋書や絵本を地域資料みずほ学コーナーに配架し利用者に貸し出しすることで、英語に触れるきっかけづくりを行います。	企画政策課 図書館



## ☆計画推進体制

### ○ ともに支えつなかり合う 多文化共生のまちの実現

町の国際化・多文化共生を推進するためには、住民及び民間団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら協働で取り組む必要があります。第4次瑞穂町国際化推進計画の推進にあたっては、進捗状況の確認など定期的な検証作業を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。本計画で定めた各種取組を推進し、基本理念「ともに支えつなかり合う 多文化共生のまちへ」の実現をめざします。

No.	取組名	内 容	担当課
17	計画の進行管理	本計画の進行管理は、各課からの実績報告により毎年度、進捗状況の検証作業を行います。その結果を、住民等から構成される国際化推進委員会と共有し、必要に応じて計画の見直し等を行うことで、翌年度の各種取組へつなげていきます。	企画政策課



## 瑞穂町国際化推進委員会 委員名簿

令和4年3月末現在

	氏名	選出団体等
1	◎村松高志	瑞穂町姉妹都市委員会
2	○牟田久壽	瑞穂・横田交流協会
3	加園力也	公 募
4	志村昇三	国際化推進派遣事業参加住民
5	川口 尊	国際化推進派遣事業参加住民
6	デュラント安都江	要綱第3条第1項第5号に規定する者
7	本郷結美	要綱第3条第1項第5号に規定する者
8	中川順夫	国際化推進派遣事業参加町職員

◎委員長、○副委員長

## 瑞穂町国際化推進委員会設置要綱

平成18年7月3日  
告示第130号

(設置)

第1条 瑞穂町国際化推進計画(以下「推進計画」という。)に掲げる基本理念を実現するため瑞穂町国際化推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、町長に提言する。

- (1) 推進計画の施策及びその進捗状況に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進計画に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から町長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 公募による者 2人以内
- (2) 国際交流に係る団体に所属する者 2人以内
- (3) 町の国際化推進派遣事業に参加経験のある者(町職員を除く。) 2人以内
- (4) 町の国際化推進派遣事業に参加経験のある町職員 2人以内
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、支給しない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第80号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第57号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

## 第4次 瑞穂町国際化推進計画

ともに支えつなかり合う多文化共生のまちへ

令和4年3月 発行 瑞穂町

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

T E L 042-557-0501（代表）

F A X 042-556-3401

U R L : <https://www.town.mizuho.tokyo.jp>

企画・編集 企画政策課企画推進係